

保安林解除申請書作成の手引き

令和 7 年 9 月

広島県農林水産局森林保全課

保安林解除申請にあたっての留意事項

1 保安林解除に係る全般的事項

保安林の目的と種類や解除の要件に係る全般的な事項の説明は、林野庁ホームページの「保安林ポータル」サイトからダウンロードできる「マニュアル」で公開されていますので、事前に必ず確認してください。

また、申請の前に対象となる保安林を所管する県農林水産事務所（農林事業所）に必ず相談してください。

2 保安林解除の権限、林野庁への協議及び事前相談

林野庁が所管する国有林野及び官行造林地である保安林（※）および重要流域（太田川・江の川・高梁川・芦田川の各流域の定められた区域。詳しくは県森林保全課にお問い合わせください）の民有林で「水源の涵養」、「土砂の流出の防備」、「土砂の崩壊の防備」のいずれかを指定の目的とする保安林の解除は、農林水産大臣の権限となります。（※を除いた国有林については申請書を受理した知事が農林水産大臣に副申します。）

それら以外の保安林解除は県知事の権限となりますが、転用しようとする保安林の面積が指定理由の消滅によるものは1ha、公益上の理由によるものは5ha以上である場合には、法第26条の2第4項の規定により、農林水産大臣への協議が必要となります。また、事業者の任意で行われる林野庁への事前相談は、申出書（P4様式1）により、相談項目に係るその時点で具体化が可能な資料や図面等を添えて行うことができます。

3 他法令等の申請等

事業を実施するにあたり、他法令等による許可・認可・承認その他の手続きを必要とする場合には、併せてその申請手続きを速やかに実施してください。

4 広島県森林審議会（森林保全部会）への諮問

「転用目的に係る事業が国又は地方公共団体以外の者により行われる場合、その転用面積が1ha以上のとき」森林審議会へ諮問し、その意見を聴いた後に、国への進達等の手続きが進められます。

5 事業の実施時期

森林法第30条の告示の日から40日を経過した後、法第34条に基づく許可等を受けた後に事業を実施することができます。

（解除予定告示がなされても、すぐに事業を実施することはできません。）

6 申請内容のとおり事業が実施されない場合

解除予定保安林を当該転用目的以外の用に供し又は供しようとすることが明らかになった場合、及び代替施設の設置等を適正に実施しない場合には、この保安林解除の予定告示の取り消し、又は開発地の復旧の命令等をする場合があります。

7 解除予定保安林の地番の分筆・合筆について

保安林解除の予定告示後から確定告示までの間は、分筆又は合筆を行わないようにしてください。やむを得ず分筆・合筆等を行う必要がある場合は、県農林水産事務所（農林事業所）に連絡し指示に従ってください。

連絡もなく行われると、確定告示が無効となり、解除がなされなくなる場合があります。

8 保安林解除の確定

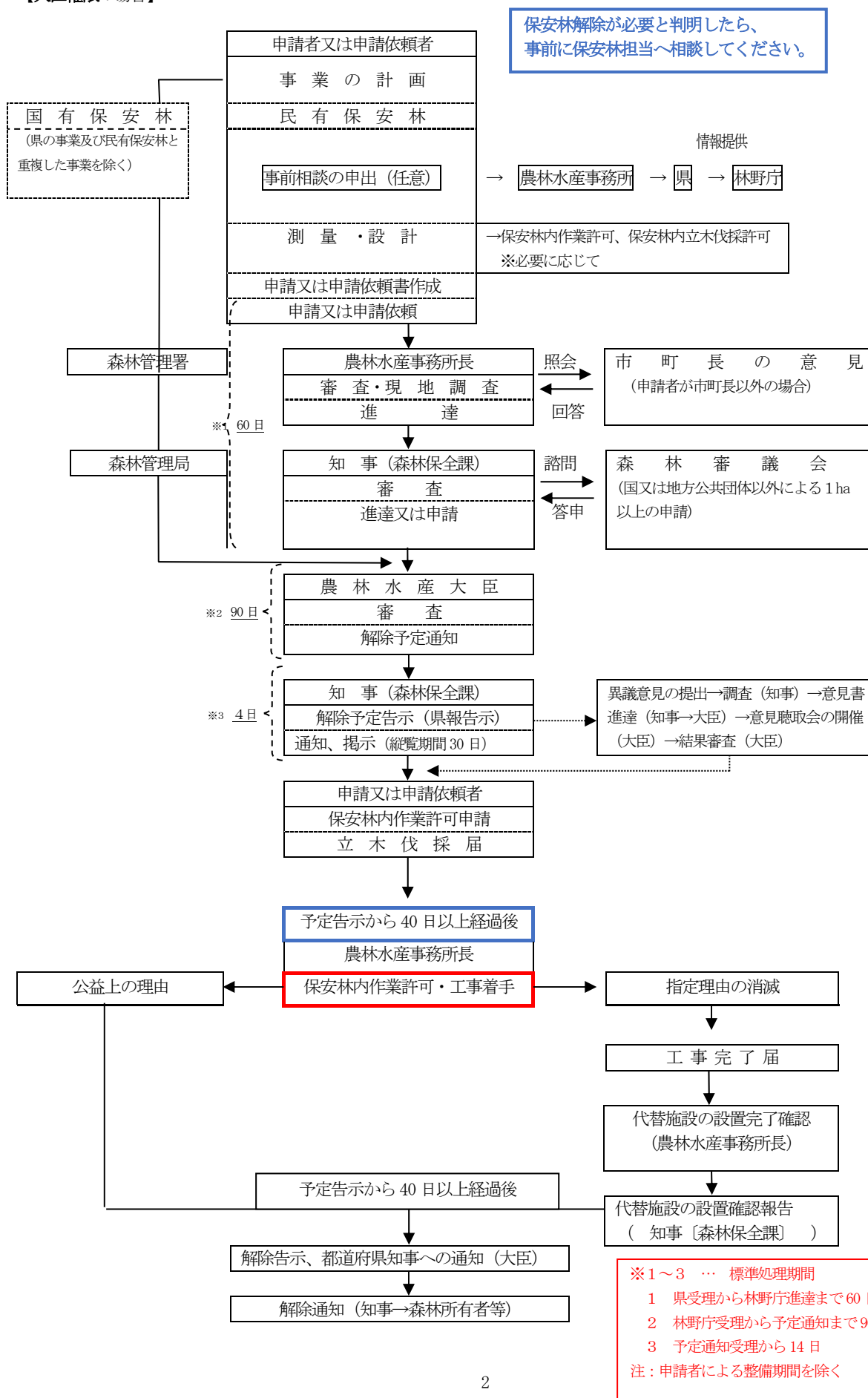
一般的に、事業計画及び代替施設計画に従って事業が実施されたことを県が確認し国へ報告した後に、官報（知事権限の場合は県報）告示により解除が確定されます。

9 保安林解除の手引について

この手引は、標準的な事項について示したものです。手続きの詳細については、所管窓口の県農林水産事務所（農林事業所）と十分調整してください。

保安林解除事務処理フロー

【大臣権限の場合】



保安林解除事務処理フロー

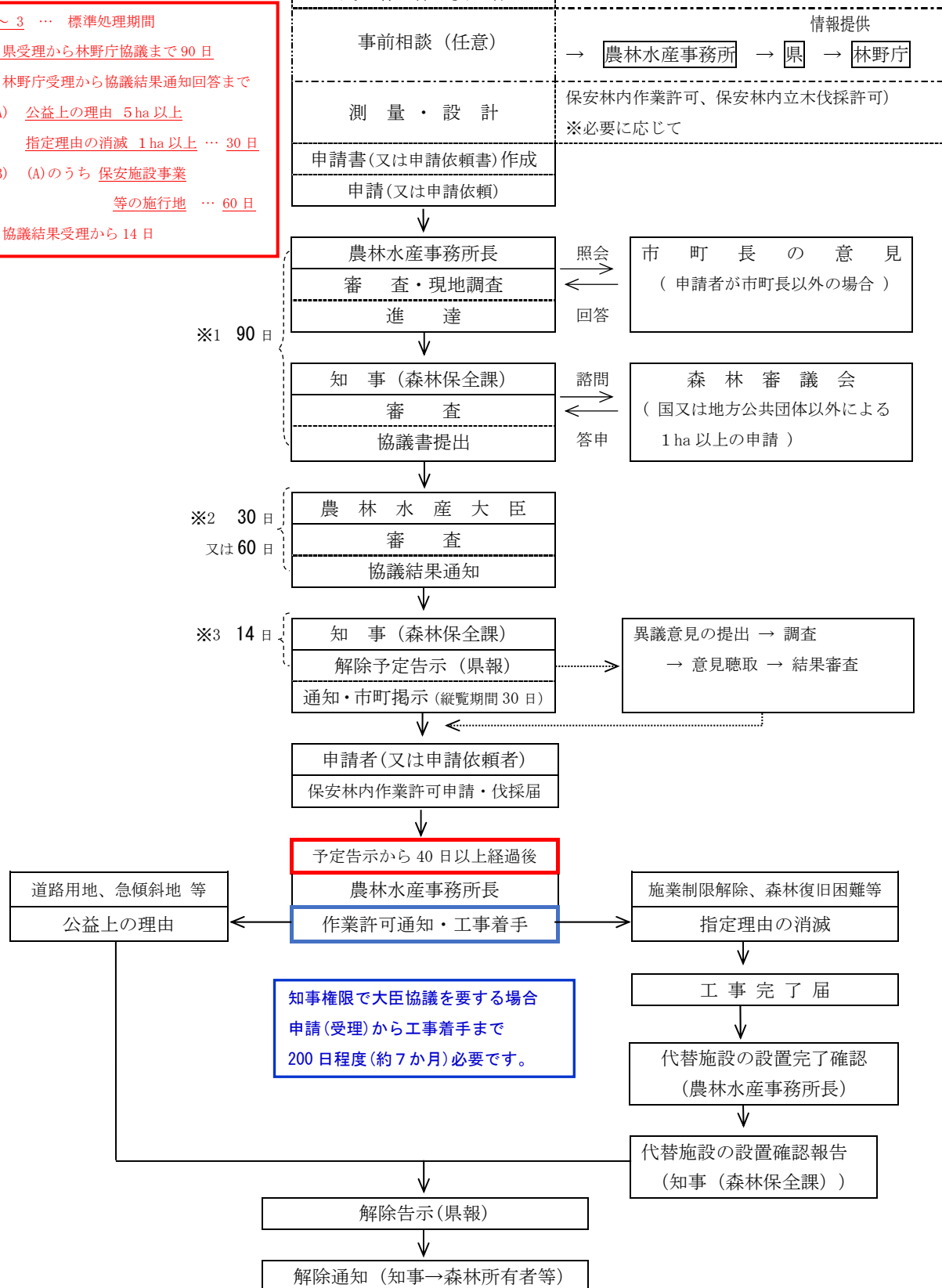
【知事権限（大臣協議）の場合】

※知事権限の場合であっても、
下記の面積要件に係る場合は、
農林水産大臣への協議を要します。

※1～3 … 標準処理期間

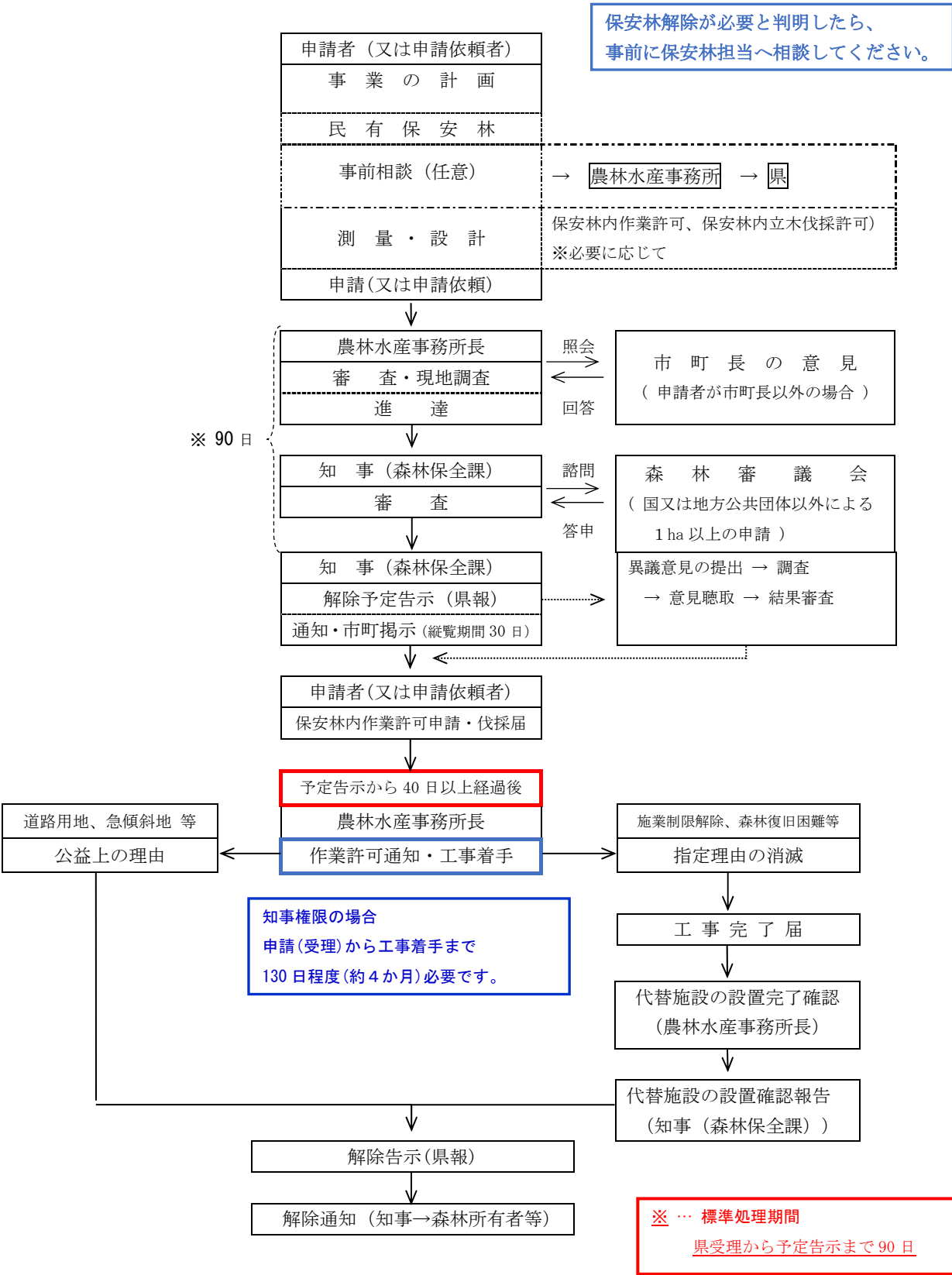
- 1 県受理から林野庁協議まで 90 日
- 2 林野庁受理から協議結果通知回答まで
 - (A) 公益上の理由 5 ha 以上
指定理由の消滅 1 ha 以上 … 30 日
 - (B) (A)のうち 保安施設事業
等の施行地 … 60 日
- 3 協議結果受理から 14 日

保安林解除が必要と判明したら、
事前に保安林担当へ相談してください。



保安林解除事務処理フロー

【 知事権限の場合 】



○事前相談様式：保安林の指定の解除に係る事務手続について 令和3年6月30日付け3林整治第478号
林野庁長官通知の記の3別紙様式1

様式 1			
事前相談申出書			
			提出日： 年 月 日
相談者	住所：		
	氏名：		
	連絡先：		
事業主体	住所：		
	氏名：		
保安林の 所在場所	市	町	大字 字 番地
	郡	村	
保安林の 森林所有者	国（ ） 都道府県 市町村 法人（ ）		
	個人（ 名） 財産区、共有等（ 名）		
事業計画 区域面積	ha	うち 保安林面積	ha
保安林の 転用の目的			
関係法令の 許認可状況			
対象項目	☐ 解除の要件について ☐ 級地区分 ☐ 用地事情 ☐ 面積 ☐ 実現の確実性 ☐ 利害関係者の意見 ☐ 代替施設、残置森林について		
	☐ 申請書類の作成について		
	☐ その他（ ）		
相談内容	(必要により継紙等を使用)		
添付書類	☐ 位置図 ☐ 事業計画図 ☐ その他（ ）		
※ 各項目は、現時点における事業計画の具体化の程度に応じて可能な範囲で記載し、必要により図面等の参考書類を添付すること。			

＜解除の要件に係る必要な資料や図面の例＞（以下にない場合は所管窓口にご相談ください）

- ・級地区分：治山事業施行地、傾斜度、周辺の施設、残置森林等の配置が分かる図面
- ・用地事情：公的土地利用計画や他に適地が求められない説明資料（特に指定理由の消滅の場合）
- ・面積：転用の目的上、必要最小限である基準や根拠・実現の可能性：事業計画や資金計画
- ・代替施設、残置森林：相談時点で最も具体化されたレイアウト図面

林野庁ホームページ内の「保安林ポータル」サイトから事前相談様式1や解除に係る「マニュアル」をダウンロードできますので、申請の際にご参照ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_portal.html

構 成

1 転用に係る保安林解除申請書の提出について	p. 6
(1) 保安林解除申請書の添付書類、編纂順次、簡素化	p. 6
(2) 書類の提出部数（窓口区分）	p. 8
2 必要書類の様式及び記載例	
(1) 保安林解除申請書	p. 9
(2) 同意書等の記載例	p. 12
(3) 事業計画書	p. 15
(4) 代替施設計画書	p. 20
3 各種図面の具体的作成様式について	p. 27
4 窓口の事務所（事業所）	p. 29

1 転用に係る保安林解除申請書の提出について

(1) 保安林解除申請書の添付書類、編纂順序、簡素化 (注)

編纂順序	添付書類	①	②	③	④	⑤	⑥	摘要
申請者が添付する書類	1	保安林解除申請書	○	○	○	○	○	
	2	保安林解除位置図・区域図	○	○	○	○	○	計画・実施経過、残土処理地を表示
	3	保安林解除図	○	○	○	○	○	
		面積計算総括表	○	○	○	○	○	面積求積図に記載の場合不要
		面積求積図	○	○	○	○	○	原則、地籍測量図及び土地所在図を添付
	4	現況写真	○	○	○	○	○*	※全景のみ
	5	事業計画書	○	○	○	○	○	
	6	代替施設計画書	○	○	○	○	○	
	7	排水施設流量計算表	○*	○*	○*	○*	○*	※各計算書とりまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。
	8	流出土砂貯留計算表	○*	○*	○*	○*	○*	
	9	洪水調節等計算表	○*	○*	○*	△	○*	
	10	代替施設安定計算表	○*	○*	○*	×	○*	
	11	土量計算書	○*	○*	○*	○*	○*	※切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。
	12	土捨て場容量計算書	△	△	△	×	△	土捨て場容量とりまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。
	13	防災計画の考え方	○	○	○	○	○	
	14	許認可証書の写し等	○	○	○	○	○	
	15	法人登記事項証明書	×	○*	○*	○*	○*	※独立行政法人等※(1)は省略してよい。
		規約、議事録	×	×	○*	○*	○*	※法人の場合は不要
		定款、営業報告書	×	○	×	○	○	
		登録済通知書	○*	○*	○*	○*	○*	※法令に基づく登録を必要とする場合に添付(例えば、採石業等)
	16	予算又は予算議決書の写し	×	×	×	×	△	事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類の添付で代替可能
		予算残高証明書、融資証明書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書、事業経歴書等	×	×	×	×	△	
	17	建設業法許可書(土木工事業)	○	○	○	○	○	申請者と施行者が別の場合(職員数、主な役員・技術者名簿)
		残高証明書、納税証明書、事業経歴書、※事業実施体制を示す書類、その他参考となる資料	○	○	○	○	○	
	18	保安林の登記事項証明書	○*	○	○	○*	○	※森林保全課 農林事務所各一通添付
		土地売買契約書の写し	○*	○	○	○*	○	※森林保全課 農林事務所各一通添付
		土地賃貸借契約書の写し	○*	○	○	○*	○	※森林保全課 農林事務所各一通添付
		土地使用承諾書	○*	○	○	○*	○	※森林保全課 農林事務所各一通添付

編纂順序		添付書類	①	②	③	④	⑤	⑥	摘要
申請者が添付する図面	18	固定資産税台帳証明書	○※	○	○	○※	○	○	※森林保全課、農林事務所各一通添付
		権利関係等説明図	○※	○	○	○※	○	○	※森林保全課、農林事務所各一通添付
	19	市町長の意見書	×	○	○	○※	○	○	市町長が事業主体または申請者である場合は不要
		直接利害関係者の意見書	×	○	○	×	○	○	
	20	その他	○	○	○	○	○	○	必要に応じ添付
	1	位置図・区域図	再掲により省略						
	2	保安林解除図							
		面積求積図							
	3	現況図	○※	○※	○※	×	×	○※	※大規模な開発の場合添付
	4	事業施設配置図(兼)代替施設配置図	○	○	○	○	○	○	
	5	土捨場平面図	△	△	△	×	△	○	
	6	土量配分計画平面図	○	○	○	○	○	○	
	7	縦断面図	○	○	○	○※	○※	○	※土工定規図（標準断面図）と合併し一葉として差し支えない
	8	横断面図	○	○	○	×	×	○	
	9	土工定規図（標準断面図）	○	○	○	○	○	○	
	10	構造図	○	○	○	×	○	○	
	11	集水区域図	○	○	○	×	○	○	
	12	防災計画平面図	○	○	○	○	○	○	
		(流出土砂貯留施設平面図)	○	○	○	×	○	○	
		(洪水調整施設等平面図)	○	○	○	○	○	○	
	13	排水計画平面図	○	○	○	×	○	○	
	14	流末処理排水計画図	○	○	○	○	○	○	

※⁽¹⁾独立行政法人等：独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等

(森林法施行規則第48条第2項第4号により、法人登記事項証明書、規約等の添付を不要とされている。)

(注) 転用に係る面積が1ha以下であり公益上の理由によるもの、土地の形質の変更行為の態様等が軽微と認められるもの及び地方公共団体等が行う専ら道路(高速道路は除く)の申請については、申請書類及び図面の一部を省略することができます。

(解説)

1 分類区分

- ① 国・地方公共団体が申請する場合
- ② 国及び地方公共団体に準ずる団体*が行う場合
- ③ 高速道路株式会社又は森林法施行規則第5条に定める事業を行う場合
- ④ 専ら道路(高速自動車国道を除く)の新設又は改良を行う場合
- ⑤ 1ha以下の解除面積であって、「公益上の理由」によるもの及び土地の形質の変更行為の態様等が軽微(盛土高がおおむね1.5m以下で、かつ、土量バランスが当該事業区域内でとれているもの)である場合
- ⑥ ①～⑤に該当しない場合

*「保安林の指定の解除に係る事務手続について 令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知の記の4」

- 2 「○」は、添付を要する
「△」は、原則省略して差し支えない
「×」は、添付を要しないまたは省略して差し支えない
「※」は、「摘要」欄を参照
- 3 申請時点で施行者が決定していない場合等、事業実施体制を示す書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出する等の方法により申告すること。

(2) 保安林解除申請の窓口および書類提出部数等

① 民有林の1～3号保安林（重要流域）の解除-----

県地方機関（農林水産事務所（事業所））を経由し知事が申請又は進達する。

正副2部（林野庁・県）及び写し2部（県地方機関（農林水産事務所（事業所））・市町の意見照会用）

計4部

② 民有林の1～3号保安林（重要流域外）の解除-----

県地方機関（農林水産事務所（事業所））を経由し知事が解除する。

正副2部（県・県地方機関）及び写し1部（市町の意見照会用）計3部

※国に協議を要する場合は写し1部を加え計4部

③ 民有林の4号以下保安林の解除-----

県地方機関（農林水産事務所（事業所））を経由し知事が解除する。

正副2部（県・県地方機関）及び写し1部（市町の意見照会用）計3部

※国に協議を要する場合は写し1部を加え計4部

④ 国有林の1～9号保安林の解除-----

森林管理署を経由し森林管理局長が上申する。

正副2部（林野庁・森林管理局）及び写し3部（森林管理署・市町の意見照会用・知事協議用）計5部

⑤ 国有林の10～11号保安林の解除-----

森林管理署を経由し森林管理局長が上申する。

正副2部（林野庁・森林管理局）及び写し4部（森林管理署・市町の意見照会用・知事協議用・環境省協議用）計6部

⑥ 国有林の1～9号保安林の解除-----

例外的に知事が申請又は進達する場合がある。

正副2部（林野庁・県）及び写し4部（県地方機関・市町の意見照会用・森林管理署・森林管理局協議用）計6部

⑦ 国有林の10～11号保安林の解除-----

例外的に知事が申請又は進達する場合がある。

正副2部（林野庁・県）及び写し5部（県地方機関・市町の意見照会用・森林管理署・森林管理局協議用・環境省協議用）計7部

（注意事項）

1 提出書類中「市町の意見照会用」は市町長が申請する場合及び市町長の意見を得て申請する場合は提出を要しない。

2 国有林の保安林を知事が例外的に処理する場合とは、県の機関が実施主体である場合又は事業実施区分（工区分け）によっても国有林と民有林の申請区分が出来ない一体的な事業の場合をいう。

（例）ダムの堤体工事での工事区域内に国有林・民有林保安林が含まれる。

2 必要書類の様式および記載例

(1) 保安林解除申請書の様式(注)

保安林解除申請書

年 月 日

農林水産大臣（または広島県知事）様（注の告示では「殿」）

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林について保安林の指定の解除をされたく、森林法第 27 条第 1 項の規定により申請します。

森 林 の 所 在 場 所						全 面 積		要解除実測 又は見込 面積 (ha)	森林所有者の氏 名又は名称及び 住所	備 考
県	市郡	町	大字	字	地番	台 帳 (ha)	実測又は 見込 (ha)			
計										

指定の解除の理由

施行体制

（注）「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示」（令和 4 年農林水産省告示第 1493 号）12 森林法施行規則第 48 条第 1 項の申請書

(記載の注意事項)

- 1 指定の解除の理由は具体的に記載すること。
- 2 面積は小数点以下第4位まで記載すること。
- 3 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合において、規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）について環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業などを実施する者（以下「事業者」という。）を記載するとともに、その事業者が事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 5 添付する森林の位置図及び区域図は、次の様式によること。

保安林指定（解除）図			
森林の所在場所	市	町	大字 字 地番
	県	郡	
注意事項			
1 図面の縮尺及び方位を記載すること。			
2 次の表の事項欄に掲げる事項については、同表の記号欄に掲げる記号を使用すること。			
事 項	記 号	事 項	記 号
都 道 府 県 界	・>-<・>-<・>-<・	市 郡 界	— — — — —
町 村 界	— — — — —	大 字 界	— — — — —
字 界	—————	地 番 界	—————
要指定（解除）地の区域の境界線	(赤線)		
3 要指定（解除）地及びその隣接地について当該土地の地番及び地目を記載すること。			
4 要指定（解除）地は、赤色で薄く着色すること。			

(記載例)

○指定の解除の理由：

道路用地とするため

この保安林の解除申請は〇〇年度及び〇〇年度市道〇〇線開設事業を実施するためのものである。

この事業は〇〇年度から継続事業としているもので、保安林解除の手続状況は、事業計画書の期別事業実施計画表のとおりである。

路線の選定に当たっては、地形、地質等自然的諸条件を考慮して当該市道が対象区域内で最も有効に利用できるよう位置を選定し、設計に当たっては、道路構造令に基づいて設計し、申請面積は必要最小限に止めた。

○施行体制

申請者が国や地方公共団体の事業で、指名選考委員会及び競争入札による施行業者が決まっていない場合は、その旨の説明と入札参加資格における条件等を記載することで代替してよいものとする。

(位置図・写真に係る記載は削除)

○その他の記載に係る注意事項

- ・国有保安林及び重要流域内の民有の1から3号（水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備）の保安林については農林水産大臣あて、重要流域外の民有の1から3号の保安林及び民有の4号以下の保安林については県知事あてとする。
- ・森林の所在場所の記載は、土地登記簿の表示と一致させること。

- ・合併前の旧町村は「町村」欄ではなく「大字」欄に記載し、所在場所区分名の欄に「（冠せず）」と記入すること。
大字に相当する地名もある場合は、【旧町村名】大字【大字名】とすること。「字」のない土地である場合には、申請書の所在場所区分名の「字」を抹消すること。
まれなケースとして、例えば大字に該当する地名がなく、「字上下字三上」等と表示してある場合、申請書の所在場所の「大字」を「字」に訂正すること。

- ・全面積の「実測又は見込み」は、保安林の実測又は見込みであるので、一部指定の場合は注意すること。
- ・「要解除面積」は実測面積とし、小数点以下第4位（小数点以下第5位以下切捨）まで記載すること。
なお、面積求積図と求積表とが一致しない場合が多いので、十分チェックすること。
- ・森林所有者が登記簿上の所有者と異なる場合には、権利関係を証する書類（同意書等：別紙例参照）を添付するとともに、「権利関係説明図」（別紙例参照）を作成し説明すること。

権利関係を処する書類（例）

相続：戸籍謄本、住民票

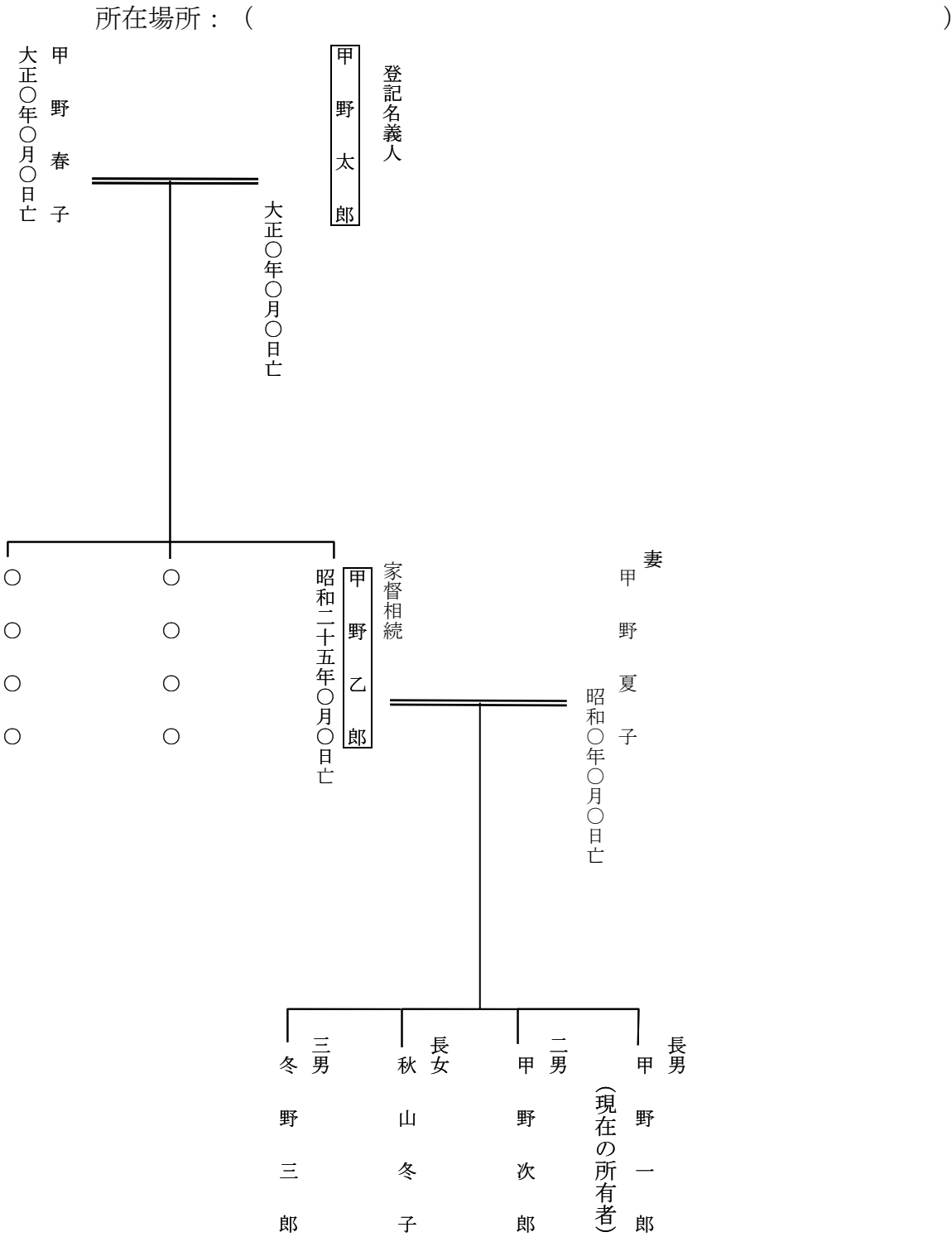
売買：売買契約書

使用貸借等：貸借契約書、使用承諾書

地上権：地上権設定契約書（土地登記簿謄本に記載済みの場合は添付不要）

(権利関係説明図)

権利関係説明図



(3) 事業計画書

事業計画書

1 転用の目的に係る事業又は施設の名称

市道〇〇線開設事業

※・法令又は補助金交付要綱等に基づく事業である場合は、当該事業の名称又は施設の名称を正確に記すこと。

2 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所

〇〇市長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇

※・法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）

3 当該事業又は施設の設置の用に供するため当該保安林を選定した理由

※当該転用に係る事業に要求される地理的条件、自然的条件（地形、地質、気象等）、環境条件、公的土地利用計画等から当該事業用地として当該保安林以外に適地を求めることが困難である理由を具体的に記すこと。

4 当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利状況

所 在 場 所					面積	土地を使用する 権利の種類	権利等の 取得状況	登記名義人	備 考
(市) 郡	(町) ー	大字	字	地番					
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	ha 0.0000	所有権	〇年〇月〇日 取得	〇〇〇〇	
計									

※・権利は必ずしも所有権である必要はない。

・面積は小数点以下第4位（小数点以下第5位以下切捨）まで記入すること。

(別紙)

候補地選定の条件

1 土地利用状況

- ・国土利用計画法による市町村計画、都市計画、地方自治法による市町村構想
- ・保安林、自然公園、農地、文化財等の法規制

2 社会環境

- ・学校、病院、住宅、交通、給排水等

3 地元の協力体制

- ・市町村、地区、地権者、隣接者等

4 自然環境

- ・地形、地質、傾斜、方向等

5 造成条件

- ・施設の規模、配置、形状、面積、土量バランス等

について、事業目的に応じて数ヶ所の候補地の中から候補地選定図を用いて合理的・具体的に検討すること。

※事業者として、その土地を所有していることが大きな理由とされている場合があるが、保安林が公益的に果たす役割から、これだけでは候補地選定の理由とはならない。

5 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

資金総額	資金の調達方法		
	種類及び名称	金額(円)	備考
円 〇〇〇〇〇〇	県費	〇〇〇〇〇〇	補助金交付決定等年月日及び機関名を記入
	市費	〇〇〇〇〇〇	予算議決年月日等を記入
	負担金	〇〇〇〇〇〇	
	起債	〇〇〇〇〇〇	
	合計	〇〇〇〇〇〇	

※・資金の全部又は一部が「自己資金」である場合は、銀行の残高証明を添付すること。

- ・資金の全部又は一部が借入金等である場合は、貸付機関の証明書（融資証明書等）を添付すること。
- ・国及び地方公共団体が事業主体である場合又は規則第5条に定める事業については、資金の調達方法を証する書類の添付は要しない。
- ・事業会社の法人にあっては、執行機関の意思決定を証する書類を添付すること。
- ・規則第5条に定める事業に係る保安林解除申請については、定款、営業報告書の添付は要しない。
- ・資金の総額は次の6の合計と一致させること。

6 事業等に要する経費の項目ごとの員数、単価、金額及びその内訳

項目			員数	単価(円)	金額(円)	備考
大項目	中項目	小項目				
直接工事費	準備工	伐開	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	土工	切土	〇〇〇m ³	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		盛土	〇〇〇m ³	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		床掘	〇〇〇m ³	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		埋戻	〇〇〇m ³	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	擁壁工	ブロック積	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		重力式	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	排水工	側溝	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		暗渠	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		横断溝	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		地下排水	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		集水桝	〇〇箇所	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	路面工	舗装	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	防護工	ガードレール	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	防災工	土止柵	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	緑化工	種子吹付	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
		植栽	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	計				〇〇〇〇	
諸経費			一式		〇〇〇〇	
合計					〇〇〇〇	

※・合計の金額は5の資金総額の金額と一致させること。

- ・区域外へ残土処分地を設ける場合には、その処分地の緑化計画、編柵工など必要な施設についても明記すること。

- ・保安林の内外を問わず、事業区域内に設置される全施設について、所要事項を記載すること。

7 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事による施設の種類・規模・構造及び所在

(1) 工事を開始する予定日

年 月 日 (保安林内着手日 年 月 日)

(2) 工事の工程

工事工程表

期間 工種	〇〇年					〇〇年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
伐開	— ...							
土工		—	—	—				
擁壁工		—	—	—				
排水工			—	—	—			
路面工						—	—	—
防護工							—	—
防災工	—	—						
緑化工							—	—

— 作業工程
..... 保安林内作業工程

※・本工事に先行して防災工から着工する工程とすること。

- ・必要に応じ、主要な施設には施設番号を付し、その施設の工事の工程を明らかにすること。
- ・必要に応じ、残土処分地の工事の工程を明らかにすること。

(3) 施設の種類・規模・構造及び所在

種 類	規 模	構 造	所 在	備 考
道 路	〇〇〇m	幅員〇〇.〇m	No. 〇〇～No. 〇〇 ㊤	
擁壁工	〇〇〇m ²	ブロック積	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m ²	重力式	No. 〇〇～No. 〇〇 ㊤	
排水工	〇〇〇m	U型水路〇×〇	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m	L型水路	No. 〇〇～No. 〇〇 ㊤	
	〇〇箇所	集水桝〇×〇×〇	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m	ヒューム管φ300	No. 〇〇～No. 〇〇	
路面工	〇〇〇m ²	アスファルト舗装	No. 〇〇～No. 〇〇 ㊤	
防護工	〇〇〇m	ガードレール	No. 〇〇～No. 〇〇	
防災工	〇〇〇m	土止柵	No. 〇〇～No. 〇〇 ㊤	
緑化工	〇〇〇m ²	種子吹付	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m ²	植栽	No. 〇〇～No. 〇〇	

※・区域外へ残土処分地を設ける場合には、その処分地の緑化計画、編柵工など必要な施設についても明記すること。

- ・林道、道路などの場合、所在欄には測点を記載し、保安林の内外の別を明らかにすること。
- ・施設が保安林内にあるときは、所在欄に㊤を記入する。

8 その他参考となるべき事項

(1) 保安林以外の土地を使用する権利の種類及び取得状況

所 在 場 所					地目	面積	土地を使用する権利の種類	権利等の取得状況	登記名義人	備考
(市)郡	(町)村	大字	字	地番						
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	農地	〇.〇〇〇〇 ha	所有権	〇年〇月〇日取得	〇〇〇〇	
計						〇.〇〇〇〇				

※・権利は必ずしも所有権である必要はない。

・面積は小数点以下第4位（小数点以下第5位以下切捨）までを記入すること。

(2) 当該事業等に使われる土地及び転用後の用途別面積

用地の現況 転用後の用地	保安林	山 林	農 地	〇 〇	〇 〇	計	構成比 (%)
道 路	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	100
〇〇〇〇							
造成森林							
残置森林							
計							

残置森林率及び造成森林率の計算

$$\begin{aligned}
 \text{残置森林率} &= (\text{残置森林面積} - \text{若齢林面積}) \div (\text{事業区域の森林面積}) \times 100 \\
 &= (0.0000 - 0.0000) \div (0.0000) \times 100 \\
 &= 00.0\%
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{森 林 率} &= (\text{残置森林面積} + \text{造成森林面積}) \div (\text{事業区域の森林面積}) \times 100 \\
 &= (0.0000 - 0.0000) \div (0.0000) \times 100 \\
 &= 00.0\%
 \end{aligned}$$

※・用途別面積は少数点以下第4位（小数点以下第5位以下切捨）、率は小数点以下第1位（小数点以下2位以下切捨）とすること。

・道路等の線的・点的解除の場合は造成森林、残置森林は不要。また、残置森林率、森林率の計算も不要。

(3) 申請面積が必要最小限であることを証する根拠

道路構造令に基づいて設計し、道路敷として最小限である。

※・法令等により基準が定められている場合は当該基準に照らして必要最小限である根拠を記載すること。

・法令等による基準が定められていない場合は、同種の事業の基準又は利用実績等からみて合理的必要性があることを具体的に記載すること。

(4) 事業の概要

別紙「〇〇事業概要書」のとおり。

※道路、林道等の小規模な場合は省略してよい。

(5) 期別実施計画

単位：m

区 分	施設等の種類	事業量（保安林）	備 考
全 体	道 路	幅員＝〇〇．〇 延長＝〇〇〇（〇〇〇）	
〇～〇年度	道 路	幅員＝〇〇．〇 延長＝〇〇〇（〇〇〇）	〇年〇月〇日 農告第〇〇号解除
〇～〇年度	道 路	幅員＝〇〇．〇 延長＝〇〇〇（〇〇〇）	今回申請
〇～〇年度	道 路	幅員＝〇〇．〇 延長＝〇〇〇（〇〇〇）	

※・全体計画及び期別計画を明らかにすること。

- ・施設等の種類は、期別毎に実施する施設について記載すること。
- ・保安林区域内に係る部分については（ ）内に内数で記載すること。
- ・備考欄には保安林の解除手続状況等を記載すること。

(6) 他の法令等の許認可状況

区 分	法令等の名称	許可年月日	備 考
事業についての許認可	〇〇〇〇	〇年〇月〇日	
用地転用についての許認可	〇〇〇〇法	〇年〇月〇日	

(7) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法

土量計算総括表

単位：m³

区 分	発 生 土			逸散土及び流用土				残 土 (不足土)	備 考
	切取土	床掘土	計	逸散土	盛土	埋戻	計		
保安林外	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
保安林内	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

残土処理地

所 在	地 目	面 積	処理能力	土地所有者	同意等年月日	備考
〇〇郡〇〇〇 町大字〇〇字 〇〇〇〇番地	〇〇〇	〇〇．〇ha	〇〇〇m ³	〇〇町大字〇〇 〇〇〇〇	賃貸契約 〇年〇月〇日	
〇〇郡〇〇〇 町大字〇〇字 〇〇〇〇番地	〇〇〇	〇〇．〇ha	〇〇〇m ³	〇〇町大字〇〇 〇〇〇〇	賃貸契約 〇年〇月〇日	
計		〇〇．〇ha	〇〇〇m ³			

※・残土処分地までの経路図を添付すること。

(4) 代替施設計画書

代 替 施 設 計 画 書

1 代替施設を設置する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況

別紙事業計画書のとおり。

※事業計画書の記載事項4に準じて記載すること。

2 代替施設に要する資金の総額及びその調達方法

別紙事業計画書のとおり

※事業計画書の記載事項5に準じて記載すること。

3 代替施設に要する経費の項目ごとの員数、単価金額及び内訳

項 目			員 数	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
大 項 目	中 項 目	小 項 目				
直接工事費	擁 壁 工	ブロック積	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
		重 力 式	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	排 水 工	側 溝	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
		暗 渠	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
		横 断 溝	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
		地下排水	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
		集 水 桝	〇〇箇所	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	路 面 工	舗 装	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	防 災 工	土 止 柵	〇〇〇m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	緑 化 工	種子吹付	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
		植 栽	〇〇〇m ²	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	計				〇〇〇〇〇	
諸 経 費			一式		〇〇〇〇〇	
合 計					〇〇〇〇〇	

※・事業計画書6に準じて作成し、省略しないこと。

・区域外に残土処理地を設けた場合には、その残土処理地の施設についても記載すること。

4 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び代替施設の種類、規模、構造及び所在

(1) 工事を開始する予定日

年 月 日 (保安林内着手日 年 月 日)

(2) 工事の工程

工事工程表

期 間 工 種	〇〇年					〇〇年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁 壁 工		—————						
								
排 水 工			—————					
								
路 面 工						—————		
								
防 災 工	—————							
								
緑 化 工							—————	
								

————— 作業工程

..... 保安林内作業工程

※事業実施計画書7の(2)に準じて作成すること。

(3) 施設の種類・規模・構造及び所在

種 類	規 模	構 造	所 在	備 考
擁 壁 工	〇〇〇m ²	ブロック積	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m ²	重力式	No. 〇〇～No. 〇〇 ⑥	
排 水 工	〇〇〇m	U型水路〇×〇	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m	L型水路	No. 〇〇～No. 〇〇 ⑥	
	〇〇箇所	集水桝〇×〇×〇	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m	ヒューム管φ300	No. 〇〇～No. 〇〇	
路 面 工	〇〇〇m ²	アスファルト舗装	No. 〇〇～No. 〇〇 ⑥	
防 災 工	〇〇〇m	土止柵	No. 〇〇～No. 〇〇 ⑥	
緑 化 工	〇〇〇m ²	種子吹付	No. 〇〇～No. 〇〇	
	〇〇〇m ²	植栽	No. 〇〇～No. 〇〇	

※事業計画書7の(3)に準じて作成すること。

5 その他参考となるべき事項

(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合において当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況

別紙事業計画書のとおり

※事業計画書の記載事項8の(1)に準じて記載すること。

(2) 排水施設計画

①工事中、転用後の対策

ア 工事中の対策

表面排水に十分注意するとともに、仮排水路等を設ける。

イ 転用後の対策

側溝を設け、既設水路を経て排水する。

②排水施設計画流量計算根拠

$$Q1 = f \cdot r \cdot A / 360 \text{ (ラショナル式)}$$

$$Q1 = \text{雨量流出量 (m}^3/\text{sec)}$$

$$f = \text{流出係数 (林地}=\text{〇. 〇〇 草地}=\text{〇. 〇〇 裸地}=\text{〇. 〇〇)}$$

$$r = \text{設計雨量強度 (mm/ha) (10年確率)} \quad A = \text{集水区域面積 (ha)}$$

$$Q2 = A' \cdot V$$

$$Q2 = \text{排水施設流量 (m}^3/\text{sec)} \quad A' = \text{流水断面積 (m}^2)$$

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \text{ (マニング式)}$$

$$V = \text{平均流速 (m/sec)} \quad n = \text{粗度係数} \quad R = \text{径深} \quad I = \text{水路勾配}$$

$$Q1 \times 1.2 \text{ (安全率)} < Q2 \text{ であり OK}$$

③排水施設計画 別紙 排水施設流量計算表のとおり。

④流末処理の方法

排水は、〇〇川へ放流する計画であり、放流箇所にはふとんかご工等を施工することにより放流に伴う洗屈防止を図る。

※・排水施設の断面は、計画水量の排水が可能になるよう余裕をみて定めること。

・転用による災害の防除対策は、下流の受益対象を考慮して、集水区域ごとに平面図等を用いるなどして、工事中と転用後に分けて具体的に説明すること。

・水の処理については、水理計算等の概要を説明し、地下排水、表面排水、流末処理などの具体的対策について記述すること。（別添計算表例参照）

・詳細については「開発事業に関する技術的指導基準（広島県）」（以下、「指導基準」とする）によること。

・主要な水路の流速は原則として0.8～3.0 m/sec とし、流速の速いものについては、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩にして流速を減ずる等の措置を講ずること。

（3）土砂流出防止計画

①土砂流出量の計算期間

工事施工中 〇ヶ月

工事完了後 〇年

②土砂流出量の算出根拠

流出土砂の対策は、下記因子により流出土砂量を算出し、余裕ある流出土砂防止施設を計画している。

流出土砂量の算出因子（指導基準より）

工事期間中の裸地 300 m³/ha/年

工事完成後の開発区域内の裸地（芝生等も含む）70 m³/ha/年

※流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。事業等の終了（工事の完成）後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定すること。

③土砂流出防止施設

工事施工中 仮設木柵工 等

工事完了後 法面工、土留工 等

◇安全率 $F_s = 1.0$ 以上とする。

④土砂流出防止施設計画 別紙 流出土砂貯留計画計算表のとおり

※・下流の受益対象を考慮して、集水区域ごとに平面図等を用いるなどして、工事中と転用後に分けて具体的に説明すること。

- ・相当量の土砂が流出し、下流域に災害が発生するおそれがある場合は、開発行為前に十分な容量及び構造等を有するえん堤等の堆砂設置を講ずること。
- ・えん堤の構造は、治山技術基準により計算することとしているが、やむを得ず他の基準によって計画する場合には、治山技術基準にも適合していること、及び他の基準によって計画しなければならない根拠・理由等を説明すること。
- ・えん堤、擁壁、積工は、安定計算表又は標準仕様書などを添付すること。

(4) 洪水調節計画

- ※・下流の流下能力を超える水量が排出されることにより災害が発生するおそれのある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置を適切に講ずること。
- ・流末河川の流下能力の検討・計算過程・その基礎となる諸因について記述すること。
- ・洪水調整池を設置しない場合は、開発後のピーク流量の増加が1%以下のため等の理由を記述すること。

(5) 残置森林、造成森林及び緑地

- ※・残置森林については、配備の方針（配置する位置、目的及び規模等）を記載すること。
- ・造成森林については、その対象地、造成方法（樹種、ha 当たり植栽本数、植栽木の大きさ等）について記載すること。
- ・緑地については、造成目的に応じ、その施行内容（張芝、種子吹付、施肥、客土、樹木の植栽等）を記載すること。

6 事業又は施設の設置についての許認可証の写し等

（事業又は施設の配置について①用地の転用についての許認可等及び②事業についての許認可が必要な場合に添付すること。）

- ※・申請中の許認可については、許認可の種類、申請行政庁及び申請年月日を記載した書類。
- ・許認可があったことを証する書類は、当該許認可を行った行政庁が発行した証明。
- ・許認可には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものも含む。

7 法人の登記簿又は団体の規約、組織及び運営に関する書類

※転用に係る事業を行い、又は施設を設置する者（国、地方公共団体、独立行政法人等登記令第1条の独立行政法人等を除く。）が法人である場合には当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類を添付する。

8 申請者が直接の利害関係を有する者であることを証する書類

（申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは、当該申請者が当該申請に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する書類を添付すること。）

- ※・当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

ア 申請人が登記簿に登記された所有権、地上権、貸借権、その他の権利の登記名義人である場合には登記簿謄本

イ 申請者が、登記名義人でない場合には、登記簿謄本及び公正証書、戸籍謄本又は売買契約書の写し、その他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類。

- ・当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類。

排水施設流量計算表（記載例）

水路 番号	雨 水 流 出 量										排 水 施 設 流 量								備 考 (Q ₂ /Q ₁)
	集水面積	追加面積	集水区域の利用面積				流出 係数	雨量 強度	雨 水 流出量	Q ₁ × 安全率	種類	構造	流水 断面積	粗度 係数	(水路勾 配 I)	(径深 R)	平均 流速	流下能 力流量	
			林地	草地	耕地	裸地													
	A	A					f	r	Q ₁	Q			A [〃]	n	I ^{1/2}	R ^{2/3}	V	Q ₂	
1	ha 1.70	ha 1.70	ha 0.56	ha —	ha —	ha 1.14	0.83	mm/h 120	m ³ /sec 0.473	m ³ /sec 0.567	ヒューム管	φ 600	m ² 0.275	0.013	(1%) 0.1000	(0.175) 0.313	m /sec 2.41	m ³ /sec 0.662	安全率 1.40
2	0.51	0.51	0.46	—	—	0.05	0.72	120	0.122	0.147	三面張り コンクリー ト	巾 300 mm 高 300 mm	0.090	0.015	(4%) 0.2000	(0.100) 0.215	2.87	0.259	安全率 2.11
3																			

注) 1 水路番号は、代替施設配置図等の施設番号と一致させること。

2 集水面積は、排水計画図等の集水面積と一致させること。

3 適用式は次によること。

(1) 計画雨水流量(合理式) $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$

※ f 及び r は「技術指針」を参照すること。

※ 安全性を考慮して $Q = Q_1 \times \text{安全率}$ (1.2 倍)

(2) 排水施設流量

ア 平均流速 (マニング公式) $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$Q_2 = A' \cdot V$

イ 流下能力流量

$R = A' / P$ (A' 及び P の計算過程を明らかにすること。)

$P = \text{潤辺}$

(3) $Q_2 > Q$ となる必要がある。

(4) $f \cdot A' \cdot P$ 及び R の計算

ア 1 号水路 (流量最大のとき)

$f = (0.56 \times 0.7 + 1.14 \times 0.9) / 170 = 0.83$

$A' = 0.7642 D^2 = 0.7642 \times 0.36 = 0.275$

$R = 0.2922 D = 0.2922 \times 0.60 = 0.175$

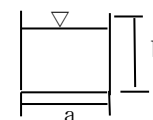
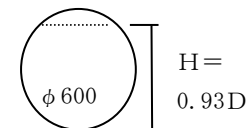
※ $A' R$ は理工図書(株)出版の「Manning 流速公式の数表と水路の水利計算法」の式より算出した。

※ (1) の安全率が確保される場合は満水時の計算で可とする。

イ 2 号水路

$A' = a \times b$ $P = a + 2b$ $R = A' / P$

※ 満流で計算し、安全率が 1.2 以上あればよい。



別表

- 1 流出係数は、表 1 を参考として定めること。
- 2 設計雨量強度は次によること。
 - (1) 排水施設の断面決定の場合

表 2 の単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度
 (「指導基準」により 120 mm/h r を用いること。)
 - (2) 洪水調整池等を設置する場合の洪水調整容量等の計算の場合
 - ア 洪水調整容量の計算は 30 年確率で想定される雨量強度
 - イ 余水吐の能力の計算にあつては 100 年確率 (森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる保安林の解除に係る場合は 200 年確率の適用を個別に検討する) で想定される雨量強度

なお、別に到達時間を積算する場合には、「開発事業に関する技術的指導基準」の調整池設置基準による。

表 1

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表 2

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

浸透能の区分に当たっては、次のとおり取り扱って差し支えない。

- 山岳地は浸透能小
- 丘陵地は浸透能中
- 平 地は浸透能大

流出土砂貯留施設計画計算表（記載例）

（工事期間 6 ヶ月）

貯砂施設記号	区分	集水域の状況			流出土砂量						貯砂施設			安全率	備考	
		集水面積	利用区分		裸地 (芝生等も含む)			草地			計	種類	構造			貯砂量
			裸地 (芝生等も含む)	林地	流出土砂量 当たり	期間	土砂量	流出土砂量 当たり	期間	土砂量						
	工事中	ha 13.0	ha 5.0	ha 8.0	m³/年 300	年 6/12	m³ 750	m³/年 0	年 6/12	m³ 0	m³ 750	素掘沈砂池	20×15×3 V=900 20×10×1 V=200	m³ 900+ 200= 1100	倍 1.4	
	工事後	13.0	1.0	12.0	70	3	210	0	3	0	210	コンクリート沈砂池	7×3×1.5 V=31.5	283	1.3	4ヶ月に 1回排除 31.5×9 =283
計																

注）関係図面には、上表と対比できるように施設の位置、記号（番号）工種記号、施設の種類、構造（H、L、V）、貯砂量、集水区界、集水域面積、流出土砂量等を図示するものとする。

◆流出土砂量の計算期間について

- 工事中にあつては、当該工事の工程表を基準として、施行途上における各種のトラブルによる遅延を考慮して最低4ヶ月とする。
- 工事施行後においては、のり面保護工及び造成地盤の安定期間などを考慮して一般に3年を見込むものとする。
- 特に、人家、公共施設等に近接して安全度を高める必要のある箇所については、5年とすること。

【流出土砂量】

工事期間中の裸地 300 m³/ha/年
 工事完成後※の開発区域内の裸地 70 m³/ha/年
 （芝生等も含む）
 ※安定するまでの期間を想定して積算すること。

3 各種図面の具体的作成様式

各種図面の具体的作成様式については、次によること。

ア 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称を必ず記載すること。

イ 1枚の図面に2種類以上の項目が表現でき、十分判読できる場合には、図面番号、図面の名称を列記すると共に凡例等で区分すればよいものとする。

番 号	図 面 の 種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
1	位 置 図 及 区 域 図	①行政区域界、②事業区域界(青)、解除申請区域(赤く薄く着色)、道路等継続事業の場合には③施行済区域(保安林の場合は解除告示年月日及び番号を併記)、④申請区域、⑤計画区域を図示し、それぞれの⑥区間年度・延長等を記入、⑦残土処理箇所の位置を図示。	1. 位置図は国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図使用のこと。 2. 残土処理箇所があれば、その位置を1に図示すること。 3. 区域図は縮尺5千分の1地形図(森林計画図相当)を基本とすること。
2	保 安 林 解 除 図	①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥地目、⑦事業区域界(青)、⑧保安林界(赤)、⑨解除申請区域(赤くうすく着色)	1. 事業区域外であっても、解除の隣接地については地番・地目を明示すること。 2. 里道(赤線)及び水路(青線)はそれぞれ茶色及び水色でうすく着色する。 3. 原則実測とすること。
3	現 況 図	①地形(1～2mの等高線)、②行政区界、③事業区域界(青)、④保安林界(赤)、⑤解除申請区域(赤くうすく着色)、⑥他法令規制区域及びその名称、⑦土地利用現況(森林、農地、道路、宅地等)、⑧人家・公共施設等、⑨治山施設の位置、種類及び施行年度、⑩保安林の傾斜区分(25°未満、25°以上)、⑪添付写真の撮影位置及び方向	1. 縮尺1/500～1/2,000 2. 保安林の傾斜区分作成は別記(注)による。 なお、傾斜区分は、ゴルフ場、工業用地など大規模な転用の場合に作成することとし、一般には省略してよい。
4	面 積 求 積 図 地 積 測 量 図	①保安林界(赤)、解除申請区域(赤くうすく着色)	縮尺1/500～1/1,000
5	事業施設配置図(兼) 代替施設配置図	①地形(1～2mの等高線)、②保安林界(赤)、③土地利用計画(建物敷地にあつてはその名称及び配置)、④法面の位置、形状小段及び切土・盛土の区分、⑤えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類及び規模等の代替施設の配置、⑥縦横断測点又は測線、⑦事業区域界(青)	1. 縮尺1/500～1/2,000 2. 工種別(道路、排水施設等)に色別すること。 3. 残土処理箇所についても同様に作成のこと。 4. 解除申請区域については、赤色でハッチング等を行うこと。

番 号	図 面 の 種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
6	土量配分計画平面図	①事業区域界（青）、②造成区域界、③保安林界（赤）、④切土区域（黄色でうすく着色）、⑤盛土区域（淡緑色でうすく着色）、⑥切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、⑦土砂の移動方向及び移動土量	縮尺 1/500～1/1,000
7	防災計画平面図	①集水区域界（色別する）、②集水区域の番号及び面積、③土砂流出防止施設（色別）の位置記号又は番号、種類規模及び貯砂量、④保安林界（赤）	1. 縮尺 1/500～1/1,000 2. 集水区域及び施設の記号又は番号は流出土砂貯留施設場計画計算表と対照できるように附すること。 3. えん堤等の実測縦横断面図及び貯砂量計算書を別途添付のこと。 4. 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成のこと。
8	排水計画平面図	①集水区域界（色別する）、②集水区域の番号及び面積、③排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、④保安林界（赤）、⑤排水系統模式図を図面の余白に記載	1. 縮尺 1/500～1/1,000 2. 集水区域及び排水施設の記号又は番号は排水施設利用計算表と対照できるように附すること。 3. 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成のこと。
9	流末処理排水計画図	①集水区域界（色別する）、②集水区域の番号及び面積、③事業区域、④下流河川の名称、⑤流下能力の検討地点及び縦横断面図、⑥現況写真（ポール等で大きさを表示）を添付	1. 縮尺 1/1,000～1/5,000 2. 排水施設計画とりまとめ表と対照できるように表示する。
10	縦 断 図	①測点、②区間距離、③追加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨保安林解除の申請区間（赤）	1. 縮尺 [水平]1/1,000～1/2,000 [垂直]1/200～1/400 2. 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び掘削量計算表を表示のこと。
11	横 断 図	①測点、②切土又は盛土高、③現地盤線、④計画地盤線及び勾配、⑤擁壁及び法面保護施設、⑥保安林解除の申請区間（赤）	1. 縮尺 1/100～1/200 2. 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示のこと。
12	構 造 図	①構造各部の仕上り寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法	1. 縮尺 1/20～1/200 2. 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。
13	土工定規図 （標準断面図）	①地質又は土質別の切土勾配及び盛土勾配、②小段の位置、巾及び間隔、③擁壁及び法面の保護施設、④仕上り寸法（道路）、⑤造成地盤の勾配（宅地造成）	縮尺 1/100～1/200

4 窓口の事務所（事業所）

申請の対象となる保安林の所在場所と下表の「所管区域」との関係から、所管の県農林水産事務所（農林事業所）の担当課（係）にお問い合わせください。

所属名		係名	電話	F A X	所管区域
森林保全課		保安林グループ	(082) 513-3706 (直通)	(082) 223-3583	広島県全域
西部農林水産事務所	林務第一課	森林管理	(082) 513-5456 (直通)	(082) 222-5800	広島市、大竹市、 廿日市市、安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町
呉農林事業所	林務課	自然保護	(0823) 22-5400 (代表)	(0823) 21-0283	呉市、江田島市
東広島農林事業所	林務課	自然保護	(082) 422-6911 (代表)	(082) 422-6928	東広島市、竹原市、 大崎上島町
東部農林水産事務所	林務課	自然保護	(084) 921-1311 (代表)	(082) 922-5908	福山市、府中市、 神石高原町
尾道農林事業所	林務課	自然保護	(0848) 25-4668 (直通)	(0848) 22-8501	三原市、尾道市、 世羅町
北部農林水産事務所	林務第一課	自然保護	(0824) 72-2056 (直通)	(0824) 72-2023	三次市、庄原市

保安林解除申請書作成の手引き

令和 7 年 9 月

広島県農林水産局森林保全課

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/>

問合せ：保安林グループ

電 話：082-513-3706（ダイヤルイン）

F A X：082-223-3583

メー ル：noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp